

## 後見・保佐・補助の各制度について

鈴木秀典事務所  
司法書士

北澤良智

近時、ご本人の判断能力が衰えてきた場合に、ご本人の自立的な生活を尊重しつつ、契約などの意思決定や財産の管理について同意・代理する支援者を家庭裁判所が選任して、ご本人を法的に保護・支援する制度が積極的に活用されるようになってきています。今回は、個別の内容が多様な任意後見制度をのぞく、(法定)後見・保佐・補助の各制度についてご説明させていただきます。

## 1. 法定後見制度について

ご本人の判断能力がほとんどない場合に、一定の方の申し立てにより家庭裁判所で審判されるのが法定後見制度です。

後見開始の審判により、ご本人(成年被後見人)の支援者として成年後見人が選任され、以後ご本人に代わって介護施設入所契約などの法律行為を行います。また、ご本人が事情をよく分からないまま交わした契約などの法律行為は成年後見人が事後的に取り消すことができますので、悪質リフォーム商法などの詐欺的契約を取り消して被害を回復することが期待できます。

なお、成年後見制度を利用した場合であっても、日用品の買い物(これも売買契約という法律行為です)などの日常的な行為はご本人の判断で行うことができますので、ご本人の生活への干渉を最小限に抑えられるよう制度設計されています。

## 2. 保佐制度について

1の後見が必要となるほどではないけれどもご本人の判断能力が著しく不十分な場合に、一定の方の申し立てにより家庭裁判所で審判されるのが保佐制度です。

ご本人(被保佐人)の支援者として保佐人が選任されますが、保佐人の任務は重要な財産上の行為(借金や、不動産などの高額財産の売買など)についての同意と取り消しが原則となります。重要な財産についての契約などは成年後見人の同意が必要とされ、後見人の事前チェックがはたらくようになっています。保佐人の同意がないままなされた重要財産行為については、後見制度と同様に事後的に取り消すことができます。

また、成年後見人のようにご本人に代わって法律行為を行えるのは、重要な財産上の行為であって、かつ、事前に家庭裁判所から保佐人が代理権を与えられている場合に限られます。

後見制度よりも、さらにご本人の意思決定に配慮した制度と言えるでしょう。

## 3. 補助制度について

1の後見や2の保佐が必要になるほどではないけれどもご本人の判断能力が不十分な場合であって、ご本人の申し立て、またはご本人の同意を得たうえでの一定の方の申し立てにより家庭裁判所で審判されるのが補助制度です。

ご本人(被補助人)の支援者として補助人が選任されます。補助人の任務は、一部の重要財産行為についての同意と取り消し、またはご本人に代わって法律行為を行う代理です。補助人に①同意権と取消権(この2つの権限は表裏一体であり、あわせて付与されます)の権限を与えるか、②代理権の権限を与えるか、③同意権・取消権・代理権のすべての権限を与えるか、は当初の申し立ての内容とそれに対する家庭裁判所の審判の内容によります。

ご本人の自立した生活を最大限尊重しつつ、必要な場合にピンポイントに補助人がサポートするのが補助制度です。

## 4. 会社の社員・役員が後見制度を利用された場合

最後に、会社の社員・役員の方が後見制度を利用された場合、会社にどのような影響が及ぼされるかご説明します。

株式会社・有限会社の取締役が後見開始の審判を受けた場合は、その取締役は役員を退任することになります。会社法は取締役の欠格事由を定めており、後見開始の審判を受けたことは取締役の欠格事由に当たるからです。

合名会社・合資会社・合同会社の社員(会社従業員のことではなく、会社に出資する構成員のことです)が後見開始の審判を受けた場合は、その社員は会社を退社することになります。やはり会社法は社員の退社事由を定めており、後見開始の審判を受けたことは社員の退社事由に当たるからです。ただし、合名会社・合資会社・合同会社では、後見開始の審判を受けても社員として会社に残る旨を事前に定款で定めておくことが可能です。

なお、後見制度以外の保佐制度や補助制度を利用された場合には、株式会社・有限会社の取締役の欠格事由には当たりません。同様に、合名会社・合資会社・合同会社の社員の退社事由にも当たりません。どの制度を利用したかにより、会社への影響が異なりますのでご注意ください。



司法書士・土地家屋調査士・行政書士・測量士  
鈴木秀典事務所  
司法書士 北澤良智  
〒437-0026 袋井市袋井353  
TEL (0538)-43-2350  
FAX (0538)-43-2959  
◀執筆いただいた北澤良智さん